

別表六(九)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		事 業 年 度	法人名
試験研究費の額	1	円	調整前法人税額
控除額の対象試験研究費の額	2		(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)
(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		当期税額控除可能額
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4		
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		調整前法人税額超過構成額
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		
平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8	円	調整前法人税額
試験研究費 $\frac{(1)}{(8)}$			標準額
設立事業年度の場合又は(5) = $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	11		当期税額控除可能額
(10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	12		((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)
(9) > 10%の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13		調整前法人税額超過構成額
税額控除割合 $((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14		(別表六(六)「8の①」)
税額控除限度額 (4) × (14)	15	円	法人税額の特別控除額
			(21) - (22)

「23」欄

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00688」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

別表六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分